

復刊にあたって——女性法曹の「生き方」を拓いて

私は、故三淵嘉子元裁判官の「わたしの初恋は日本国憲法です」という言葉が好きである。私が名古屋大学法学部に入学した頃、三淵（当時は和田）さんは名古屋地方裁判所の裁判官であり、大学の女子学生の集いでお話を聞いたり、自宅（官舎）を訪ねたことがある。ふくよかな顔にえくぼが魅力的で、意志の強さは優しさあふれる語り口に隠されていたが、光り輝く女性^{ひと}であった。

戦後、日本国憲法の施行を受けて法曹の道に進んだ先輩たちは、憲法の精神とかけ離れた現実のなかで、憲法を太陽の光として、苦しみ迷う人たちとともに歩み始めた。先輩たちはみな、強い使命感や高い志をもち、「男性の聖域」とされていた「法曹」という、女性にとって未開の道を切り拓いていった。ヒューマニズムにあふれ、すべての人に限りなく親切に寄り添い、職場では遠慮なく異議を唱えて、弱い人たちを護った。

いま女性法律家の活動分野は広がっていて、女性差別・偏見の壁に出会うことはあっても、裁判官、検事、弁護士の仕事は、裁判所における事件の取組みや法的実務処理の領域において男女平等である。この度、四〇年を経て『女性法律家』が復刊となった。北極星のような三淵さんはじめ、北斗七星のように輝く女性法曹の先輩たちの「人生の歩み方」を読んでいただけるのは嬉しいことである。

二〇二四（令和六）年四月

弁護士 大脇雅子

復刊にあたって——女性法律家の現状

私が弁護士になった五〇年ほど前には、女性が日本の弁護士全体に占める割合は三%ほどだったが、令和四年には二〇%ほどになり、総数も約九、〇〇〇人となった。女性の占める割合が五〇%近くになるアメリカと比べると、まだまだであるが、何事にも動きの遅い日本としては、まあまああの進歩ではないだろうか。

アメリカでも女性法律家の進出はそれ程早くはなかったが、近年は増加の一途をたどっており、ここ数年はロースクールの学生の過半数が女性となっている。しかしながら、法曹界での男女差は依然として存在しており、法律事務所のパートナー、会社の法務部の責任者、会社の役員、裁判官、検察官など、リーダーシップのポジションに就いている女性は限られている。さらに、報酬面でも男女差があり、女性の法律家の報酬は男性の七七%から八四%にとどまっている。法律業務は長時間労働と重責を伴うため、特に女性にとってはワークライフバランス、ストレスとの闘いが大きな問題となっている。男女差別の解消やストレス解消に対処するため、組織内でメンター制度を作って、無意識のうちに行われる差別の排除、燃え尽き症候群の防止などに努める動きも出てきており、女性法律家により働きやすい環境が整ってきている。「後は女性の頑張り次第」というところまで、あと一歩だ。

二〇二四（令和六）年四月

弁護士 伊藤 勉 子

穂積重遠博士が民法の講義の中で、確か其角が荻生徂來のことをよんだ「梅ヶ香や隣は何をする人ぞ」という句を紹介され、「梅ヶ香や隣は女性法律家」といわれるように奥床しくよき隣人であつて欲しいと語られた。爾來、私にとって人生の指針の一つになっているが、すべての法律家が心すべきことと思う。

女性の専門職としての法律家の誕生は、明治時代に実現した医師や学校教師に比べると大変に遅れ、昭和の第二次世界大戦直前のことである。法治国として法律が社会秩序の基盤とされる実体が日本に整わなければ、法律家という職業は一般的にならなかつたのであるから当然のことといえよう。

戦後、国民の権利意識の高まりと価値観の多様化に伴つて人間関係は複雑多岐になり、その最終的解決は裁判所の判断に俟つことになるので、裁判の対象となる事件の範囲が拡がるとともに専門性が要求されてきて、法律家に対する社会的要請は大きく拡がっている。そんな時代を反映して女性法律家への要請も高まつており、しかも既に四〇年余の実績をもつ女性法律家が、実務処理の上で女性差別を感じることはないし、これに係わる一般庶民の側にも女性であるからと懸念するようなことは殆どないのでなからうか。

女性法律家の八〇%余りは弁護士である。弁護士は原則として医師のように専門分野を掲げてはいないので、どんな種類の事件でも一応、取り扱うことになっているが、法律問題が多方面にわたり、専門的知識を必要とする事件が増えて来たので、おのずから得意とする事件の傾向が分かれて来ている。女性弁護士は家事事件や一般の民事事件を扱っているのではないかと想像され勝ちであるが、本書の記述にもあるとおり、経済的・国際的にも実に多方面のしかも専門的知識を必要とする部門で活躍しておられるのには、同業者の私が目を見張るほどである。弁護士業の中に広く女性が溶け込んでしまつて今や女性弁護士という呼称は性別を表わす以外何の意味もない。しかし、その中で女性弁護士が光彩を放っているのは、女性差別事件に対する熱心な取り組みであろう。停年に関する女性差別を次々に打破した労働事件をはじめとして、種々の女性差別事件にかける女性弁護士の使命感に燃えた活動が男女差別の解消に果たした役割は大きい。

有斐閣の前編集部長三倉三夫氏や中沢郁代氏から女性法律家についての企画のお話があり、「法律家」としてどのような活動をしているのか具体的にしかも読みやすいものをとということ、十三人の弁護士で法律専門職を選んだ理由や各自の仕事について書いてみることにした。私のような戦前派から、男女平等の教育を受けて育った若い人たちまで、また、はじめから法曹への途を歩んで来た人の外に、一旦家庭の人となつてから改めて法曹としての勉強をはじめた人など経歴の異なる人たちに、しかもできるだけさまざまな分野に活動される人たちで女性法律家像を描き出せたらと考えた。また

仕事の分野では、専門的な裁判手続の進行やそれに伴う業務の数々についても、扱った事件をもとに、できる限りわかりやすく記述することに努めた。

執筆者は皆弁護士で現役の裁判官や検察官はいないが、何人かの元任官者が在官時代の経験を述べることにした。また学者については、法律と係わりなく大学制度の中の女性研究家という問題があるのではないかとということ以外すことにした。

女性法律家のごく一部の人たちのそれぞれの生き方の記録にすぎないが、女性法律家の仕事や生活を理解する上で参考になれば幸である。

昭和五八年五月

執筆者代表

三 淵 嘉 子

Ⅰ 女性法律家の誕生とその歩み

1 私の歩んだ裁判官の道……………三 淵 嘉 子 2

——女性法曹の先達として——

一 はじめに 2

二 戦前の女性の生き方 3

教育における男女の差別 女性と弁護士 明治大学入学

女性弁護士の誕生 弁護士試験補時代 第二次世界大戦中

裁判官志望

三 女性法曹の任官 13

戦後の法曹の機構 初期の女性裁判官 女性裁判官と転勤

女性裁判官と家庭裁判所 女性裁判官の躍進

四 おわりに 21

生涯をかける仕事として

2 女性法曹に開かれた裁判所の扉……………永石泰子 24

— 民事事件をめぐる裁判官と弁護士 —

一 女性裁判官が数名しかいなかった頃 24

法曹としての巣立ちを裁判官として 女性裁判官への風当たり

女性を理解する？ 判事補制度 判事補と法曹一元

なりたての判事補

二 民事の裁判のこと 30

裁判と庶民感覚 民事裁判と証拠 真相は藪の中 七五三

論議 誤判の恐れを知る 裁判官に求められるもの「地味で

細かく、かつ大胆に」 人間が嫌いでは困る 裁判が遅い

三 弁護士としての歩み 38

裁判官の感覚との落差 当事者のとどかぬ思い 法曹一元の
実現を！ 人の痛みがわかること 弁護士冥利

3 検事、国連そしてマスコミの世界へ

道なき道にいどむ……………佐藤 欣子 43

——ある女性検事の歩んだ道——

一 はじめに 43

二 地検時代 44

女と法律 検事の職域 五人目の女性検事 人間はなぜ立
ち直れるのか 起訴猶予者に対する更生保護 忘れ得ぬ事件

三 国際社会の中で 52

国連人権フェローシップ カナダの刑事司法 アジ研時代
ときに歌は友の心に 取引の社会 青少年白書と国際比較調
査

3 さまざまの分野の弁護士活動

4 弁護士として三十二年…………… 鍛冶千鶴子 62

— その働きがい・生きがい —

一 はじめに 62

女性も弁護士になれる！ 「社会科」を目指して 「婦人科」

も「家庭科」も

二 訴訟活動の中から 66

— 行政事件訴訟を中心に —

損害補填請求事件（納税者訴訟） — いわゆる退職金違法支出事件 —

違法支出金補填請求事件（住民訴訟） — いわゆる議長交際費違法支出事件 —

三 おわりに 81

5 行きつくところまで行った借地のトラブル……………山本清子 84

——ある民事事件の体験——

一 プロローグ 84

二 法律的無知のこわさ 86

単純な地代滞納から事件が始まる 無断で新築を始めた借地人

——地主の譲歩で和解へ—— ずさんな建築資金プラン——計

画は次々挫折——

三 事件処理に向けて 92

遂に法律的処置——土地の賃貸借契約解除へ—— 建物の占有

権移転禁止の仮処分 虫のいい債権者たち 係争中の建物に

無断入居者——悲しき家族たち——

四 新築建物の取壊し 98

いい気な債務者 最後の手段、建物収去土地明渡しの強制執行

五 エピローグ 101

6 多様な家庭紛争

解決へのたゆまぬ努力……………宇野美喜子

——家事事件の経験——

一 日々の仕事 104

代理人として 遺言の執行等 法律相談など 多岐にわた
るテーマ

二 家事調停について 110

審判と調停 調停の進め方 よい調停委員とは

三 家庭紛争の解決 113

家庭紛争の特色 家事事件の意義を考える 解決に関与して

四 弁護士になるまで 116

何とかしなくては 司法試験に注目 受験勉強のころ 本

当にむずかしいこと

7 企業法務の実態……………若菜允子

——会社顧問弁護士の役割を中心に——

一 はじめに 121

二 企業における法律問題 122

会社の機関をめぐる問題 企業活動に関する問題

三 顧問弁護士の活動 127

紛争予防のための活動 紛争解決のための活動

四 おわりに 138

8 無罪の判決を得るまで……………土肥幸代

——ある刑事事件の体験——

一 私の日常生活 140

夫婦共同事務所をもって 仕事のあれこれ 家事とのきりか

え

二 ある刑事事件を引き受けて 144

事件は日々新たななり 受任のきっかけ 事件のあらまし

被告人の弁解 事件内容の検討 被告人との接見・打ち合わ

せ 現場の下見

三 刑事公判廷での活動 152

公判廷での攻防戦 現場検証での成果 新事実の発見 保

釈に至るまで 被告人は無罪!! 控訴——無罪確定

四 弁護士について思うこと 159

弁護士の生きがい 弁護士という職業

9 問題児・素晴らしい活力の持主たち……………石川 恵美子

——少年事件の経験から——

一 弁護士と非行少年とのかかわり 161

真夜中の電話 非行少年は家庭裁判所へ 鑑別所・調査官

憎まれた子の涙 初対面は真剣勝負 家裁の結論——保護処

分 少年院で学んだもの 付添人の仕事の目的

二 少年のかかえている問題 169

付添人でなくなつてから始まる仕事 車・免許 信用するの

も命がけ 入れ墨 前歴——若気のあやまち つっぱり

ツケ 今、起こりつつあること

三 おわりに 178

10 働く人たちとともに……………大脇 雅子 180

——労働・公害事件の体験——

一 労働法との出会い 180

旅立ち 労働法を学ぶ 子育てと仕事

二 働き続ける権利のために 183

11

経済界における公正な競業秩序のために……………松尾和子

201

——工業所有権法を専門とする大型共同事務所の場合——

- 一 プロローグ 201
- 二 事務所のあらまし 202
- 三 弁護士と弁理士の協力 204

三 健康と環境を守って 191

山一証券結婚退職制事件 勝訴、そして退職 労働事件の打ち合わせ NBN三〇歳若年定年制事件 働き続ける女たち
婦人労働は補助的か 帝国興信所生理休暇事件 楽天的に生きる

四 おわりに 199

東山保育園日照権事件 損害賠償を求めて 津島市一カ町
村ゴミ焼却場事件 ゴミにまみれた半年間 忌避申立て——
そして工事中止 二年半の対話と交渉 草の根の住民自治

12

女性による女性のための法律事務所………笠原郁子

—— 婦人総合法律事務所の活動から ——

- 一 共同法律事務所の誕生 222
- 二 共同法律事務所の目指したもの 223
気軽に相談できる事務所をめざして 女性の、女性による、女性のための法律事務所 仕事と家庭の両立をはかって より

- 四 ルテイン・ワーク 205
- 五 専門職を選んだ理由 206
- 六 この分野の現状と将来 207
- 七 訴訟活動のさまざま 208

オッシロスコープの特許権侵害 風林火山と武田菱——商標
法・不正競争防止法違反事件 プレイボーイの兎のマーク——
弁護士のある方

- 八 エピローグ 220

広い活動をめざして

三 共同法律事務所の活動 227

事務所の構成 事務所の運営 活動

四 私と婦人総合法律事務所 235

13 ニューヨークの法律事務所の一員として……………伊藤 廸子 239

——日米法律まさつをほぐす役割——

一 アメリカの法律家 239

法律家の養成 アメリカの弁護士——その現状と問題点

二 アメリカの女性法律家 243

女性法律家のあゆみ 私の出会った女性法律家たち

三 なぜ仕事の場としてニューヨークを選んだのか 248

ニューヨーク州弁護士 毎日の活動 現地人従業員の扱いに

頭を悩ます日本企業

* 扉写真

共同通信社提供

1 私の歩んだ裁判官の道

— 女性法曹の先達として —

三 淵 嘉 子 (弁護士)

昭和13年明治大学卒業。同年高等文官司法科試験合格、15年弁護士。24年東京地裁判事補、47年新潟、のち浦和、横浜各家庭裁判所所長、53年定年退官。現在、東京家裁調停委員、日本婦人法律家協会会長、東京都人事委員。

一 はじめに

日本にはじめて女性弁護士が誕生したのは昭和二五年六月であり、女性裁判官、検察官がはじめて任命されたのは戦後の昭和二四年四月のことであった。それから三〇年以上経った昭和五七年九月現在、女性弁護士は五〇九名（弁護士総数二二、三三〇名）、同裁判官は七九名（総数二、七六七名）、同検察官は二七名（総数一、二七三名）になり、毎年五〇名前後の女性法曹が生まれている。しかし、まだいずれも

男性の5%にもみたくない。

女性としてはじめて弁護士となり、また戦後は裁判官として定年退官まで三〇年間を勤めた私の一生は、女性法曹の四〇年の歴史そのものを歩んだことになるので、女性法曹の活躍を物語ろうとするこの本で私の来し方を述べながら女性法曹の歴史を述べてみたいと思う。

二 戦前の女性の生き方

▼教育における男女の差別

戦前の日本の社会構造は、国家主権者であった天皇を頂点として、すべて支配者対被支配者という人間関係で社会の秩序が維持される仕組みになっていた。完全な男性社会であったから、女性は常に被支配者であって、社会生活においては何の場も与えられなかったし、家庭においては常に男性に服従する立場にあった。家族制度における三従の徳が女性の生きる道であった。

長い間女性がこのような地位に甘んじていたのは、封建制度の治民政策である「知らしむべからず」によって女性に学ぶ機会を与えなかったからである。教育における差別こそ戦前の男女差別の根幹であったと思う。人間の平等にとつて教育の機会均等が出発点であり、最も重要な要件である。

戦前の学校教育制は、小学校六年間は男女共学であるが、その後は男性は四年ないし五年制の中学校から三年制の高等学校へ、そして三年制の大学へ進学する途がある。私立大学は高等学校の代わり

2 女性法曹に開かれた裁判所の扉

— 民事事件をめぐる裁判官と弁護士 —

永 石 泰 子 (弁護士)

昭和18年9月明治大学女子部法科卒業。戦後中央大学法学部に進み、昭和24年同学部卒業。昭和26年裁判官に任官、昭和51年退官。弁護士登録。明治大学法学部講師。

一 女性裁判官が数名しかいなかった頃

▼法曹としての巣立ちを裁判官として

それほど堅い志を立てたわけでも、また深い動機があったわけでもなかったが、法曹としての巣立ちに私は裁判官の道を選んだ。当時はまだ戦後数年しかたっていないなかったので、女性裁判官は全部で五名。最高裁判所で辞令を頂戴し、心細げに西の方へと赴任したのである。とに角珍らしいものがき

た、とばかり女の裁判官というだけでよく新聞に出された。性、派手ならず、どちらかといえば引つ込み思案の身にとっては、有難くもなかった。

職場に男と女がいる場合、男が上司で女はその下で補助として働く形ができてきた時代のことであるから、内外ともに女の裁判官は異質というか、異様な存在であったのだろう。ことに一般の人々は男であっても裁判所、検察庁などは何となく近より難く、いかめしいところと思っている。そんなところはどういうつもりか女が乗りこんで来た。変わった女だとの先入観からか、私どもの時代はこうした既成の見方にしばしば悩まされ、反面稀少価値的扱いもされた。男なら裁判官ということだけでは新聞のはしにも出ないのに、女なるが故にすぐ新聞に出る、ラジオ（この時代まだテレビはない）に出る、有名人面するな、ちやほやされていい気になるなどやっかみ半分の注意もされたものである。

▼女性裁判官への風当たり

先輩、同輩の裁判官諸氏も、女が裁判官になることについてはそれぞれ意見があったようだ。大体は温かく受け入れて下さった、と言えるかもしれないが、中には女が合議体に入ると合議しにくいから——まだ経験していないのに——と、頭から自分の陪席として入れることを拒否する裁判長や、もつと率直に「ぼくは女が裁判官になるのは反対だ、第一、被告人（刑事裁判で訴追される人を被告人という）が納得しないよ」などという男性裁判官もいた。裁判の世界を男の聖域視する考えは、そう簡単にはなくなるものではない。既成の社会の枠を破ろうとする者に、風当たりが強いのはやむを得ないこと

3 検事、国連そしてマスコミの世界へ

道なき道にいどむ

——ある女性検事の歩んだ道——

佐藤 欣子（弁護士）

昭和33年東京大学法学部卒業。東京・横浜地方検察庁検事。国連アジア極東犯罪防止研究所教官・次長。内閣総理大臣官房参事官等を経て弁護士登録。昭和56年より㈱リビンクマガジン取締役・研究所長。

一 はじめに

私は昭和三五年四月、司法修習生の修習を終えて検事に任官した。東京地方検察庁で新任検事、その後、横浜地検、東京地検八王子支部検事、国連アジア極東犯罪防止研修所教官、同次長、法務省法務総合研究所研究官、内閣総理大臣官房参事官、総理府青少年対策本部参事官等を経て、昭和五六年

五月退官した。

その間、後述のように国連人権フェローシップによりカナダ、アメリカ合衆国に出張し、またハーバード大学、ラドクリフ研究所およびロースクール研究員として留学し、さらに第三十一、三十二回国連総会第三委員会の日本代表として、ニューヨークに出張した。

その外、オーストラリア、フィリピン、スリランカ等のアジア諸国やベネズエラ等にも、国際会議、研修、講演等のために出張した。

検事に任官するとき、私は自分が途中で退官することがあるうとは全く考えなかった。その意味では、私の歩んできた道は挫折の軌跡である。

しかし、それはまた検察・法務の組織の中で、与えられた職責に全力を尽くし、なおかつ自分自身に真剣に生きようとした一人の女性検事の足跡でもある。「道なき道を歩いてきた」というのが私の感慨である。そしてしばしば深い霧に私は立ち止まらざるを得なかった。

私は再び新しい仕事に挑戦している。しかし、二十年余の検事の生活は、スプリングボードというには余りに長い道のりであった。

二 地検時代

▼女と法律

4 弁護士として三十二年

— その働きがい・生きがい —

鍛 冶 千鶴子 (弁護士)

昭和25年明治大学卒業。明治大学短大講師、法制審議会少年法部会、民事行政審議会、男女平等専門家会議各委員、日弁連女性の権利委員会委員長等を経て現在、法制審議会民法部会委員、東京都婦人問題協議会会長など。

一 はじめに

法曹の一員として弁護士の仕事を始めてから、すでに三十二年になる。思えば、自分の生きたこれまでの人生の半分以上をこの仕事に打ち込んで来ているのだから、仕事を語ることは、自分の人生を語ることもある。そんな思いで振り返ってみると、働きがいそのまま生きがいにつながって、ひたすらに働き、せいっぱい生きた三十二年であった。

▼女性も弁護士になれる！

弁護士という職業を選ぶこととなったきっかけはいえば、私の場合、時代を四十五年もさかのほらなければならぬ。昭和十三年一月三日付朝日新聞の四段ぬき見出しは、「女弁護士は勇士の妻——見事難関を突破した久米愛さん——」となっていた。

女性が弁護士という職業につける道があるなど、およそ知るはずもない当時の女学生にとって、それは途方もないニュースだった。熊本という男尊女卑思想の色濃い封建的な風土の中に生まれた私は、逆に、それを反面教師として育っていた。そして、上級学校に進み将来ともに一人立ちできる仕事をもちたいと思い続けていた。だが、それにしても、「女性も弁護士になれる！」という事実を知ったその時の手ごたえは、今も忘れられないくらいに重かった。

もちろん、職業としての弁護士の仕事の中身を十分知ったうえでのことではなかったが、自由職業としての弁護士へのあこがれが一方にあって、「これしかない」と思いつめ、ひそかに私は夢をふくらませていつていた。そして他方では、男性に伍して対等な職業につけることへの挑戦の意味も、そこにはあったように思う。その時、女学校三年（いまの中学三年）だった私が、卒業後、女性に法律専門教育の門戸を開いていた唯一の学校である明治大学女子部法科に進んだのは、久米愛さん、三淵嘉子さん、中田正子さん三名の日本最初の女性の司法科試験合格者が、いずれも同校の卒業生であり、それら先輩の後に続けたいと念じてのことだった。

敗戦前後の二年余を疎開先での農耕生活で生き伸びて、ようやく昭和二二年に大学に入ることので

5 行きつくところまで行った借地のトラブル

——ある民事事件の体験——

山本清子（弁護士）

昭和20年明治大学法学部卒業。同21年度司法科試験合格、同34年弁護士登録、同40年婦人総合法律事務所共同設立。現在、東京家裁調停委員、日本婦人法律家協会副会長、助婦人少年協会理事、社会福祉法人済美会理事。

一 プロローグ

裁判所での仕事が少し早目に終わったので、久しぶりに買物にでもと思ったって新宿駅で降りた。まだ夕方のラッシュ・アワーには間があったが、それでも相変わらずの人混み。ホームから階段を降りた地下道の人波の中で、不意に「先生」と声をかけられた。

そこには以前と変わらぬ人のよさそうな日の顔があった。四十を少し出ているはずだが、苦労した

割には年より若く見える。

「その節はどうも」と、全くこだわりのない態度で挨拶された。私にとって「その節」は、忘れられないいろいろな思いをいつまでも残しているのである。彼が、「いま、こういう仕事をしています」といながら、差し出した名刺に目を当てながら、私はまず、「前の勤めはどうしたの?」、とたずねた。「やめました。それから、あの時差し押さえられたものの中に女房の兄貴のものがあつたので、いまだに責められているし、大工には工事の未払金で追われています。」「そう、それは大へんね」といながら、家財道具を差し押さえたのは、たしか建築業者だった、と頭の隅で考えながら、奥さんはどうしているか、と聞きたい気がしたが、そこまで立ち入るのはやめにした。女房の兄貴という言葉が出てくるくらいだから恐らく続いているのだろう。雑踏の中で、「じゃ、元気で……」といっただけで別れたが、むこうから声をかけてきて名刺をくれたこと、それに何よりもさして屈託のなさそうな表情と声に、長い間の気持の負担——といえばいささか大げさかもしれないが——が軽くなった思いがした。

とにかく元氣らしいし、たとえ逆うらみだとしても、恨んでいる様子もない。以前の勤めは地方公務員で、二十年以上になつていたから、いざとなれば年金もあるはず、などと、地下道を出て、まだ夏の陽ざしの衰えない人波の中を歩きながら、しばらく日のことが頭からはなれなかった。

数多く手がけた事件の中には、いつまでも忘れられないのがいくつかある。日の場合もそうだった。事件の依頼人である地主が、できるだけ好意を以て譲歩しているにも拘らず、まるで計画性がなく、

6 多様な家庭紛争

解決へのたゆまぬ努力

——家事事件の経験——

宇野 美喜子（弁護士）

昭和26年3月、東京女子大学（歴史科）卒業。
通信教育（中央大学）で法律を学ぶ。昭和44
年4月、弁護士登録。第一東京弁護士会所
員。現在、東京家庭裁判所家事調停委員、参
与員。

一 日々の仕事

「家事事件を扱う弁護士って、どんな風に仕事をするのですか」とよく訊かれる。この種の問いに
応えて、いわゆる家事事件について、弁護士がどのようにに関与するかをわかりやすく説明するには、
どうしたらよいか——いろいろ考えた末、ある月の初旬の業務日誌から、家事に関係のある部分を拾

つて、書き出してみることにした。

ただし、弁護士には、厳格な守秘義務が課せられており、また家事事件はその性質上、特に深く個人の秘密に係わっているもので、いきおい一般的・抽象的な書き方をとらざるを得ないこと、事案の内容は、さまざまなケースをミックスし、更に簡略化した結果、元の姿は消えて関係者が読んでも気が付かない程度のもものになっていることをあらかじめお断りして、もっぱら仕事のやり方という観点から読んで頂くようお願いしたい。

なお、この期間に、調停委員・参与員としての仕事もしているが、これについては、後に一項を設けたので、ここでは割愛する。また、家事事件以外の仕事については記載しなかった。実際には、このほかにもたくさん仕事をを行っているから、かなり忙しい毎日である。

▼代理人として

○月○日 家庭裁判所の入口で本人と待ち合わせて、遺産分割事件の調停に臨む。私は、申立人である被相続人の先妻の子どもの代理人で、相手方は故人の後妻とその子どもである。相手方は、ほとんど唯一の相続財産である店舗兼住宅は、名義こそ亡くなった夫独りのものだが、自分たち夫婦が働いて手に入れたのだから、半分は妻である自分のものであり、あとの半分は、ここに住んでいる自分たち母子が相続したと主張して、長年店の仕事を手伝ってきた申立人には、僅かな金銭を渡してすませようとした。このため話し合いがつかず、調停申立てに至ったものである。すでに何回か調停が重

7 企業法務の実態

——会社顧問弁護士の役割を中心に——

若 菜 允 子（弁護士）

昭和34年東京大学法学部卒業。昭和36年弁護士登録。労働省労働基準法研究会委員。『暮らしの法律百科』、『女たちの民法問答』（共著）。

一 はじめに

企業の顧問弁護士としての活動は、弁護士業務の中で一つの大きな分野を占めている。わが国では大多数の企業が株式会社その他の法人組織によって成り立っているのでその存立自体が法律に依拠しているということができ、また、企業の活動面も対内的対外的すべてにわたって契約等の法律的な関係によって支配されているから、企業活動も法律を抜きにしては成り立ち得ない。しかも、現在

社会情勢の多様化に伴って、企業の組織・経営、そしてその活動に対しても公平の見地から多くの法的規制が加えられるようになったので、企業をめぐる法律関係はより複雑多岐なものとなってきた。従って、企業の顧問弁護士は、企業の存立および活動を支える重責を担う立場にあるだけに企業経営全般にわたる法的知識はもとより広い視野に立った高い識見を求められている。そこで以下に企業の顧問弁護士としての私の体験に基づいて、企業をめぐる法律問題にはどのようなものがあるか、この法律問題に対して顧問弁護士がどのように対応し処理しているか、その実情の一端を紹介したいと思う。

二 企業における法律問題

まず企業をめぐる法律問題にはどのようなものがあるかについて、いくつかの分野にわけてみることにしよう。

▼会社の機関をめぐる問題

近年株式会社の運営をめぐってさまざまな問題が生じ社会的にも種々の影響を及ぼしているところから、株式会社の組織および経営について、その適正化をはかるため昭和五六年商法等の一部を改正する法律が成立し、昭和五七年一〇月一日から施行された。殊に、この改正によって、従来形骸化さ

8 無罪の判決を得るまで

——ある刑事事件の体験——

土 肥 幸 代（弁護士）

昭和32年中央大学法学部卒業。昭和38年弁護士登録。目黒区法律相談担当、財団法人法律扶助協会嘱託、NHKラジオ法律相談を担当。現在、東京家裁調停委員、参与員。「家庭の法律相談」、「女たちの民法問答」（共著）。

一 私の日常生活

▼夫婦共同事務所をもって

昭和三八年に弁護士となつてから、もう二〇年が経つた。現在、私は、司法研修所同期の弁護士である夫と二人で法律事務所をもうけている。事務員を一人おくささやかな事務所である。

私は、司法研修所を卒業してすぐに、弁護士であった父の仕事を引き継ぎ、一人で仕事をしていた。

父が老齢で寝たり起きたりの生活をしていたので、自然にそうなってしまった。

司法研修所を卒業すると同時に結婚した夫は、弁護士となる人の大半がそうするように、先輩の法律事務所勤務した。夫は、三年後に独立したので、それ以後は今日まで、夫婦共同事務所の形で仕事を続けている。

夫婦共同事務所といっても、すべての事件を二人で共同して担当するわけではない。特に夫、あるいは私を頼って相談に来る人もあれば、夫婦共通の知人またはその紹介というつながりで、二人で事件の依頼を受ける場合もある。だから事件の配分は、ケースによってまちまちだが、おおむね、依頼者との結びつきの強い方が、その事件を担当することになってしまう。

ただ、私と夫との間では、別個にやっている事件でも、裁判所や関係者に出す書面は、必ず、互いに原稿に目を通して推敲・添削し合う習慣が、いつの間にかできてしまっている。自分ではこれだけでいいと思っただけでも、違った目で読んでもらうことによって、思わぬミスが発見されたり、有益な示唆を与えられたりするので、この習慣は得るところが大きい。

また、証人尋問の場合には、原則として二人で法廷へ出ることにしている。一人で尋問していると、うっかり聞きもらしたりすることもある。二人で出廷すると、一人が立って尋問をしている間、隣でメモをとってもらい、あとで足りない点を補充尋問することができるので、大変有り難い。それに、事件の内容を、互いに相談し、議論し合えることも、共同で仕事をしている利点である。

9 問題児・素晴らしい活力の持主たち

——少年事件の経験から——

石川 恵美子（弁護士）

昭和39年中央大学卒業。同38年司法試験合格。
同48年弁護士登録。同51年より横浜家裁家事
調停委員。同56年より日弁連少年法改正対策
本部委員。横浜弁護士会で少年法改正対策、
刑法改正対策、法律扶助各委員。

一 弁護士と非行少年とのかかわり

▼真夜中の電話

医師とちがって、弁護士は真夜中に急ぎの用事でたたき起こされることはめつたにない。だが、その稀な電話の何本かは、以前私が扱った少年事件の少年本人か、その友人からのものである。

「もしもし、Aです。御無沙汰してます。二日前、バイクに乗ってたら、お巡りにとめられちゃっ

て。友達の家に泊りにいって目が覚めたら友達が出かけた後だったから、友達のバイク借りて乗ってただけなのに、盗んだんじゃないかって言うんですよ。友達にきいてくれと言ったんだけど、まずいことに友達がどこに遊びにいっただかわかんなくて。それにケツに一六歳の女の子乗ってたんで、関係をしつこくきかれるしき。そんでね、あした、あ、正確に言うると今日の午前中にまた事情ききたいって呼び出されちゃって、参ったよ。今、一生懸命友達のこと探しているんですよ。

どうですか、免許証もバッチシそろっているし、とめられた時間が午後一〇時四〇分ですから、補導ってことで終わらせてくれますよねえ」

ともかく事情をきいて用件をすませた後、私は叫ぶ。

「ねえ、私はまともに働いているから、夜はちゃんと寝て、朝は六時少し前に起き出して子供のお弁当を作らなくちゃならないの。バイクでたつた今、人をはねちゃったというならともかく、そんなことで、人に電話でものをきく時間じゃないでしょ。」

それに電話口からきこえてくる音から、今ゲームセンターか、スナックにいるらしいけど、一八歳未満の子は、午後十一時から午前四時まで、ふらついていると育成条例違反で保護されて、もつと余計なことまできかれることになるでしょ。これ以上面倒なことにならないうちに、さつさと家に帰りなさい」

非常識な電話をかけてくる奴に丁寧に応答する必要はないと、夫はむくれ、私も何となく腹の虫が納まらなくて、起き出して階下に行き、時はずれに洗濯機をまわしてみたりする。

10 働く人たちとともに

——労働・公害事件の体験——

大脇 雅子（弁護士）

昭和32年名古屋大学法学部卒業。35年まで同法学部助手。昭和37年弁護士登録（名古屋）。日弁連女性の権利に関する委員会委員。日本労働法学会所属。名古屋大学非常勤講師。社会保障法。著書『働いて生きる』（学陽書房）。

一 労働法との出会い

▼旅立ち

高校時代、文学や演劇に夢中になっていた私は、大学は文学部に進むものと決めていた。ところが当時教師をしていた父は、プロフェッショナルとして自立する確実な道を選択しないかぎり、四年制大学への進学は意味がないと言う。考えあぐねたすえ、法学部に進み弁護士になると宣言し、気軽な

ことに、法学部を卒業すればそのまま弁護士になれると信じこんで、司法試験という非情な受験勉強が待ち受けているとは考えてもみなかった。

法学部に入学したとき、高校の国語の先生から、「ホウガクブ？ 琴をやるのですか、三味線をするのですか」と言われた。音楽の邦楽部と間違われたのである。

法学部に入ったものの、そのまま演劇活動にのめり込み、社研にも顔を出したりして、その頃の私は、生意気な、といって活動に身をもちくずすこともない生煮えの学生だったように思う。二年たつて、父から、演劇ばかりやっているなら大学をやめて東京の演劇研究所に行けと、水をあびせられた。自分の芸術的感覚にも見切りがつきかけていたこともあって、やはり法律を勉強しようと決心した。

当時は、学生は、学業よりは活動を、ヴィ・ナロード！ という時代で、司法試験にとり組むのは立身出世主義の輩と、活動仲間から批判され、悩んでいるうちに、今でいう心身症みたいになってしまった。どうしても立身出世だけで弁護士になろうとしているとは思えなかったが、心の隅にそうした志向がみじんもないとは言えない。しかし不況のなかで、女子学生の就職口はなし、食べていかなければならない。この頃、桜が咲いて散った季節が私の記憶から完全に欠落している。五月のメーデーの旗の波を見ながら、仲間の戦列から離れた。フランスの詩人アラゴンの、「教えるとは希望を語ること、学ぶとは、誠実を胸に刻むこと」という大好きな詩を、私の心の支えとして。

11 経済界における公正な競争秩序のために

——工業所有権法を専門とする大型共同事務所の場合——

松尾 和子（弁護士）

昭和28年東京大学法学部卒業。31年まで特研生。33年弁護士登録。ニューヨーク大学（M.C.J取得）、ミシガン大学留学。法制審議会国籍法部会、日弁連「女性の権利に関する委員会」各委員。『不正競争防止法』（共著）ほか。

一 プロローグ

朝、六時五〇分起床。知人の歯学生に勧められた歯ブラシ「Dr. Bee」と歯みがき「デンキユア」でさっぱりしてから、「CAMAY」石鹼で軽く顔を洗う。日本シャクリー社のスキンローション「JENA」と、「資生堂ベネフィーク」のファンデーション等で顔を整える。年が気になるようになってからは、ベルマ社の育毛剤「edoni」も欠かせないようになった。階下へ行く。「高崎ハム」を切って、「味の

素」サラダ・オイルで軽くいため、「キャンベルスープ」を温め、「Dole」のバナナを果物かごに盛る。昨晚洗って容器「TUPPER WARE」に入れておいた野菜の上に「あけぼの印」のさけ罐をこんもり
のせ、「HEINZ」アップルビネガー・ドレッシングをかける。この頃になると、家族が一人また一人と
集まってくる。「SONY」テレビから流れていた英語会話が、次第に耳から離れていく。「QUAKER
OATS」を「森永牛乳」で煮て、生姜味のきいたマーマレード「Crabtree & Evelyn」をたっぷり
せる。テーブルについて、「TWININGS」のアルグレイ紅茶のポットに熱いお湯を注ぐ。三分間置
くうちに、心に静かなゆとりがただよってくる。朝の祈りと共に一日の生活がおごそかにはじまる。

右にかつこをもって示したのはみな商標である。商標は、特許や意匠・著作権と共に工業所有権の
大きな部分を占めている。私は、この工業所有権に関連した法律問題を専門とし、そろそろ二五年に
なろうとしている。ちなみに、右の商標中約七割は、私ないし私共の事務所の依頼会社のものである。

二 事務所のあらまし

約一〇名の弁護士、約二〇名の弁理士、電気・機械・化学など各分野の技術者、英文・和文タイピ
スト、ドラフツマン、総務・経理・受付担当者、一般事務担当者、翻訳者、運転手、お茶接待係など
みんなでほぼ一〇〇名の人たちが私共の特許法律事務所の構成員である。毎日毎日、日本国内だけで
なく、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスその他ヨーロッパ、ラテン・アメリカ、東南アジア等

12 女性による女性のための法律事務所

—— 婦人総合法律事務所の活動から ——

笠原郁子（弁護士）

昭和29年名古屋大学法学部卒業。昭和32年弁護士登録。現在、東京家裁調停委員、参与員。東京都中央労政協議会委員。習志野市法律相談員、同福祉問題審議会委員。『知って得する女の法律』、『法律の知恵』（共著）。

一 共同法律事務所の誕生

六人の女性弁護士が集まった法律事務所——名付けて婦人総合法律事務所——は、昭和四〇年二月一日、神田駿河台の主婦の友ビル内に開設された。私はその創設者の一人である。

当時、女性だけの共同法律事務所は全国ではじめてのこととあって、新聞、ラジオ、テレビなどで紹介された。その反響は思いがけないほど大きく、開所第一日目には数十人の相談者が訪れた。目の

廻るような忙しさの中で、所員一同、事務所開設の意義を今更のように痛感させられた。

開設当初、女性が三人よれば何とやらのたとえもあり、まして六人では、いつまで持続出来ることかと、陰ながら心配して下さった向きもあった。しかし、現在まで一七年、六人で討議を重ね、協力し合って、多くの問題を乗り越え、その存在を確固たるものにしてきた。今日では、この事務所の分散を危惧する人は、唯の一人もない。そればかりか、私達の事務所の活動を知り、これに統こうと何人かの女性弁護士で共同事務所をもつ人達も出てきている。

二 共同法律事務所の目指したもの

私達は、何のために、何を目指して、女性だけの共同法律事務所を開設したのか……。私達がこの事務所によって目指したものは、次のようなものであった。

▼気軽に相談できる事務所をめざして

誰でも、いつでも、安い費用で相談が出来、必要があれば、その後の示談交渉から訴訟、執行にいたるまで、一貫して受任するシステムをそなえた法律事務所にする。

今日の如く、法制が複雑となり細分化され技術化されてきた社会で、市民の権利が本当に守られるためには、まず、市民があらかじめ法律を知り、自らその法律を生かす努力、あるいは権利侵害を未

13 ニューヨークの法律事務所の一員として

——日米法律まさつをほぐす役割——

伊藤 勉 子 (弁護士)

昭和45年東京大学法学部卒業。同47年弁護士登録(第二東京弁護士会)。49年ワシントン大学法学修士取得。51年ニューヨーク州弁護士資格取得。現在、ミラー・モントゴメリー・蘇木・アンド・ブレイディ法律事務所勤務。

一 アメリカの法律家

▼法律家の養成

法律家はアメリカの社会で最も重要な役割を果たしてきた。法律家として成功した者は権力と富をあわせもつことができ、立法院、行政府で主導的役割を果たし、大企業や金融機関を牛耳ってきた。アメリカ社会で法律家がいかに大きな力を持っているかは、現在の上院議員の三人に一人が法律家で

あり、歴代大統領の半数以上が法律家であったことが物語っている。こうした特権階級ともいえる法律家をめざす若者の数は増加の一途をたどり、一九八〇年には法律家の総数は五三万五、〇〇〇人となった。人口四〇〇人に一人の割合で法律家がいることになる。これでは供給過剰である。一九八〇年の法律家の需要は四一六、〇〇〇人であるというから、ざっと二二万九、〇〇〇人が失業あるいは法律家以外の資格で働いていることになる。

法律家の資格をいかなる方法によりいかなる人に与えるかは各州の最高裁判所が決定する。連邦政府には法律家の資格を与えその数をコントロールする機関はない。現在アメリカで法律家になる最も一般的な方法は、大学を卒業した上で法律家養成のための専門教育をするロースクールに通って法律学位を取得し、各州の行う司法試験に通ることである。無事司法試験に合格して法律家となった者は、大学教授、弁護士、裁判官、検察官、政府弁護士、企業内弁護士の中から自分に適した仕事を探していく。アメリカにはキャリアの裁判官、検察官というものはなく、連邦および州の裁判官および検察官は経験豊かな法律家の中から、知事または大統領が任命するかまたは選挙で選出される。

▼アメリカの弁護士——その現状と問題点

近年の経済成長はアメリカの法律を著しく複雑にした。その結果、弁護士も法律のすべての分野を取り扱うことができなくなり、訴訟を専門とする者、会社法、税法を専門とする者というように専門化していった。弁護士の供給過剰および専門化は弁護士の活動形態を大きく変化させた。個人の開業